



平成20年4月から

国民健康保険等の一部が変わります。

今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするため、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。

「医療制度改革大綱」に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置が講じられます。

主 な 改 正 点

●特定健診・保健指導の実施

40歳～74歳の健診の実施・保健指導の見直し

●新たな高齢者医療制度の創設

75歳以上（65歳以上寝たきり障害認定者）の全ての方については、新たに始まる後期高齢者医療制度により医療等を受けることになります。

●その他関連改正内容

国保税の特別徴収

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金受給者については、原則として年金から差し引かれます。＜平成20年10月から実施の予定です。＞

退職者医療制度の廃止

現行の退職者医療制度は、平成20年3月末で廃止となります。

ただし、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者が65歳に達するまでは、存続されます。

☆☆国民健康保険証がカードタイプに変わります！☆☆

これまで一世帯に1枚交付していた保険証が、平成20年度4月の更新から1人に1枚の個人ごとのカード型保険証になります。

＊保険証のサイズが小さくなりますので紛失されないよう注意してください。

＊保険税は今までどおり国保加入者合算で計算されます。

（平成20年度より保険税の賦課計算方法が変わります。）

◆保健事業（あんま・はり・灸施術補助、人間ドック補助）について

今回の医療制度の改正は、町で助成している保健事業にも関連・影響があります。

現在、平成20年4月からの実施にむけて検討・調整中です。調整ができ次第、お知らせいたします。

健診

本 庁 税務住民課国保年金係 内線514
総合支所 税 務 住 民 課 住 民 係 内線752

後期高齢者
健診について
お知らせです。



Health

EXAMINATION

75歳(65歳以上寝たきり認定障害者含む)以上の 後期高齢者健診についてお知らせ

現 在

75歳以上の方は、町が老人保健法に基づき基本健診を行っていました。

平成20年度～

熊本県のすべての市町村が加入する熊本県後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療制度に基づき75歳以上(65歳以上寝たきり障害認定者含む)の健診を行います。

定期的に医療機関に通われ、血液検査等を
受けられている方は受診の必要はありません。

定期的に医療機関に通われている方とは？

生活習慣病で通院されている方

生活習慣病：糖尿病・高血圧症・高脂血症・肥満症・心臓病・脳血管疾患など

健診時に健診費用の
1割程度(800円)
を一律負担していただきます。



75歳以上の皆様へ！

- *後期高齢者の健診料は、みなさんが負担している保険料で賄われます。
- *後期高齢者健診は生活習慣病を早期に発見する為のもので、すでに生活習慣病で通院されている方は健診を受ける必要はありません。